

2018年
11月号

情報銀行の認定について

執筆者: 福岡 真之介、松村 英寿

近時、パーソナルデータに関するプラットフォームの利用についても、活発に議論がなされている。具体的な類型としては、①情報銀行、②パーソナルデータストア(PDS)、③データ取引市場の3つが挙げられる。

本ニュースレターでは、その中で、情報銀行について取り上げる。情報銀行とは、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者に提供する事業である。

情報銀行の認定については、2018年12月頃に認定申請受付を開始し、2019年3月頃に認定がされることが予定されている。

総務省及び経済産業省は、2017年11月から情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会を開催し、2018年6月に、「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」(以下「情報銀行指針」という。)を公表している。

情報銀行指針は、上述のように情報銀行を定義して、【図表1】のようなスキームを想定している。法律を制定して情報銀行の事業を許認可制にするのではなく、消費者等の信頼を確保するための制度として、情報信託機能を提供する情報銀行について民間団体等による任意の認定制度を設けることを前提としているため、かかる「認定」はあくまで任意のものであり、情報銀行/PDSを事業として行うために認定を受けることが必須となるものではない¹。

情報銀行については、センシティブな個人情報を大量に取り扱うことになるため、様々な法的問題をクリアする必要があることは言うまでもない。情報銀行の運営にあたっては、個人情報についての法律知識や実務的な対応方法について熟知している必要がある。

以下では、2018年12月頃に情報銀行の認定申請の受付の開始が予定されていることから、情報銀行の認定基準と認定スキームを中心に解説する。

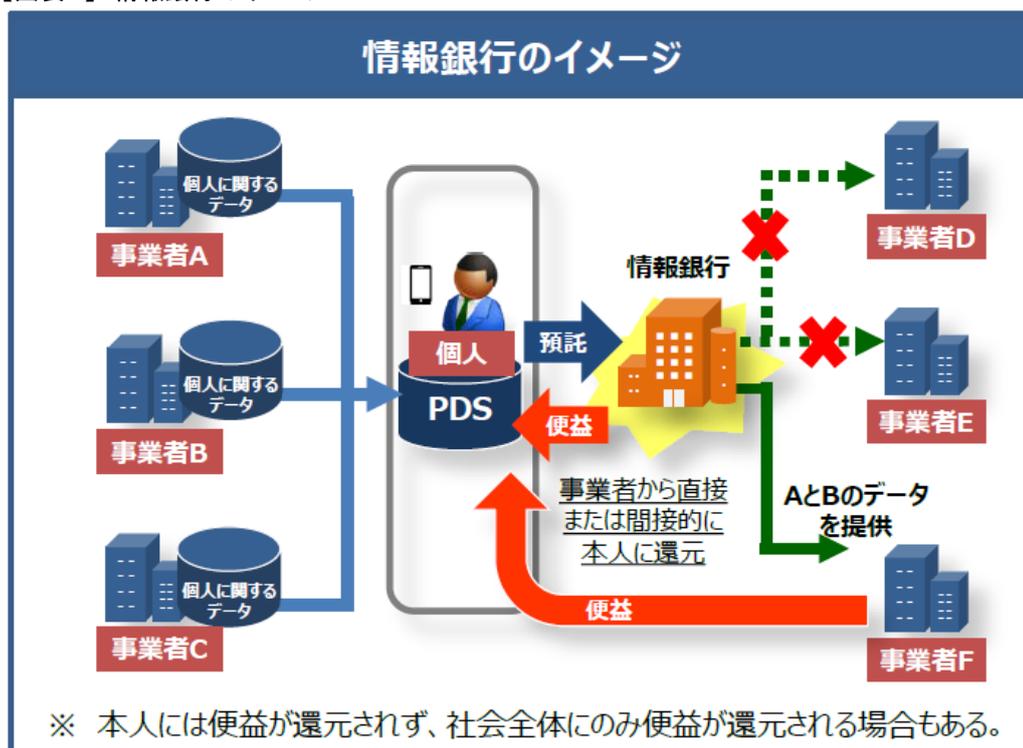
¹ 情報銀行指針5頁。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

【図表 1】 情報銀行のイメージ



[AI、IoT 時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめ(案)9 頁]

情報銀行指針では、個人情報保護法の趣旨を踏まえた「情報信託機能の認定基準」、「モデル約款の記載事項」、「認定スキーム」を公表しており、認定を行う民間団体がこれらに基づき認定制度を構築・運用することになる。なお、2018年9月の段階で、既に一般社団法人日本IT団体連盟が情報銀行の認定事業を行うことを公表しており、情報信託プラットフォームを構築するために準備を進めている事業者もある。

(1) 情報信託機能の認定基準

情報銀行は、パーソナルデータを第三者提供することが前提となっていることから、消費者個人を中心とする情報のコントロール性及び消費者からの信頼性の確保の観点が特に重要となる²。これに加えて、パーソナルデータの流通・利活用を促進するためのサービスの多様性もポイントとなってくる。これらを踏まえて、情報銀行指針が定めている認定基準の概要は、以下のとおりである。

① 事業者の適格性

経営面の要件として、法人格³を有すること、認定基準(業務遂行の健全性、情報セキュリティ等)を担保するための財産的基礎を有していること、損害賠償請求があった場合に対応できること(一定の資産規模、賠償責任保険への加入等)が要求される。また、業務能力として、個人情報保護法を含む法令遵守、プライバシーポリシー・セキュリティポリシーの策定、業務を的確に遂行することができる知識・経験、ガバナンス体制が整っていること等が要求される。

² 総務省情報流通行政局情報通信政策課「情報信託機能の認定に係る指針 ver.1.0 の概要」NBL1132号(2018年)94頁。

³ なお、情報銀行指針では「情報銀行」や「情報信託機能」という表現を使用しているものの、銀行法上の「銀行」以外の者が商号又は名称に銀行であることを示す文字を使用することは禁止されており(銀行法6条2項)、信託業法上の「信託会社」等以外の者が商号又は名称に信託会社であると誤認されるおそれのある文字を用いることは禁止されている(信託業法14条2項)。したがって、一般の事業者が情報銀行の事業を行う場合には「銀行」「信託会社」の名称を使用しないよう注意が必要である。

② 情報セキュリティ等

JIS Q 15001 や ISO/IEC29100 を踏まえた情報セキュリティ体制及びプライバシー保護対策、プライバシーマーク又は ISMS 認証を取得した安全管理基準、適用ある個人情報の保護に関するガイドラインの安全管理措置基準の遵守等が要求されるとともに、情報セキュリティマネジメント等についての具体的な基準が定められている。

③ ガバナンス体制

個人や事業者からの相談窓口、対応プロセスの策定のほか、社外委員を含む諮問体制としてのデータ倫理審査会を設置することが要求される。審査会構成員の例として、エンジニア(データ解析や集積技術など)、セキュリティの専門家、法律実務家、データ倫理の専門家、消費者等が挙げられており、多様な視点でのチェックを可能とする多様な主体の参加が期待されている。

④ 事業内容

モデル約款の記載事項に準じて認定団体が定めるモデル約款を踏まえた契約約款の作成・公表、個人情報の利用目的及び第三者提供についての個人情報保護法上の同意の取得、個人情報のコントローラビリティを確保するための機能(具体的には、(a)情報銀行に委任した個人情報の第三者提供に係る条件の指定及び変更、(b)情報銀行に委任した個人情報の提供履歴の閲覧(トレーサビリティ)、(c)情報銀行に委任した個人情報の第三者提供・利用の停止(同意の撤回)等)や、提供先第三者の帰責事由により個人に損害が生じた場合の損害賠償責任等が求められる。

(2) モデル約款の記載事項

モデル約款の記載事項は、認定基準と一体となって消費者の信頼性を確保する手段となる。情報銀行のサービスは、債権債務の内容や情報銀行の責任範囲を明確化するため、個人と情報銀行の間の委任関係に関する契約上の合意(情報銀行が個人に代わって妥当性を判断し、第三者提供を含めて個人情報を適正に管理・利用することを委任する)と整理されており、委任契約の内容を分かりやすく整理すること、及び、第三者提供・利用目的の変更における有効な包括的同意が取得できるよう整理することがポイントとなる⁴。

モデル約款の記載事項は、①個人—情報銀行間、②情報銀行—情報提供元間、③情報銀行—情報提供先間に分かれており、それぞれの内容は、【図表 2】、【図表 3】、【図表 4】のとおりである。

【図表 2】 情報銀行のモデル約款の記載事項(個人—情報銀行間)

	項目	概要
①	目的	➤ 個人からの委任に基づき、個人情報を含む個人のデータを当該個人の利益を図るために適正に管理・利用(第三者提供を含む)する「情報銀行」の事業について定めること
②	定義	➤ 本委任契約の対象となる「個人情報」には「要配慮個人情報」「クレジットカード番号」「銀行口座番号」は含まない
③	情報銀行の行う業務範囲	➤ 情報銀行は、個人に代わって当該個人データについて、当該個人の合理的利益が得られるような活用手法、情報提供先の選定、第三者提供、個人データの維持・管理、業務の適切な提供・改善のための利用などを行う。(情報銀行は、それぞれが行う業務の内容、便益、データ範囲などを明記。またその活用によって個人に不利益が生じないよう配慮すること)
④	情報銀行が担う義務	【事業全体】 ➤ 個人情報保護法に定める義務を遵守すること ➤ 個人情報について安全管理措置を講じ、セキュリティ体制を整備した上で維持・管理を行うこと ➤ 善管注意義務に基づき、個人情報の管理・利用を行うこと

⁴ 情報銀行指針 20-21 頁。

	項 目	概 要
		<p>【個人情報の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象とする個人情報及びその取得の方法、利用目的の明示 ➤ 個人情報の第三者提供を行う場合の提供先及び利用目的についての判断基準(認定基準に準じて判断)の明示(提供後に適切なセキュリティの下でデータ管理が行われることを判断基準に含める) ➤ 個人情報の第三者提供を行う場合の判断プロセスの明示(例:データ倫理審査会(仮称)による審査・承認) ➤ 個人情報の第三者提供に関する同意の取得方法の明示 ➤ 個人情報の提供先第三者及び当該提供先第三者の利用目的の明示 ➤ 個人が自らの情報の提供に関する同意の撤回(オプトアウト)を求めた場合は、対応すること ➤ 情報銀行の行う事業による便益(一般的便益に加え、具体的事業内容に照らした便益を含む)の明示(提供先第三者との関係) ➤ 個人情報の第三者提供を行う場合、当該提供先からの個人情報の再提供は禁止する ➤ 個人情報の取り扱いの委託を行う場合には、個人情報保護法第 22 条に照らして必要な監督を行うこと ➤ 個人情報の提供先第三者との間での提供契約を締結すること ➤ 当該契約において、情報提供先にも、情報銀行と同様、認定基準に準じた扱い(セキュリティ基準、事業内容等)を求めること ➤ 当該契約において、必要に応じて提供先第三者に対する調査・報告の徴収ができることを記載すること ➤ 当該契約において、提供先は適切な情報管理体制を構築していることを要求すること
⑤	プライバシーポリシーの適用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報銀行は当該情報銀行が定め公表しているプライバシーポリシーで定める内容を遵守すること
⑥	情報銀行の機能について	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個人が情報銀行に委任した情報の取り扱いについてコントロールできる機能の明示(下記の機能に加え、その他の機能があれば、それを示すこと) ➤ 情報銀行に委任した個人情報の第三者提供に係る条件の指定及び変更 ➤ 情報銀行に委任した個人情報の提供履歴の閲覧(トレーサビリティ) ➤ 情報銀行に委任した個人情報の第三者提供・利用の停止(同意の撤回) ➤ 情報銀行に委任した個人情報の開示等
⑦	情報提供元事業者の了承	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個人の指示に基づいて、個人情報を情報提供元事業者から情報銀行に移行する場合は、個人は、情報提供元事業者との間で、事前に情報の移行に関する了承を得ること(個人からの依頼に基づき、情報銀行が情報提供元事業者に情報の移行に関する了承を得ることを含む)
⑧	確認等に対する適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個人は情報銀行が委任内容を適切に運営できるよう、情報銀行から必要に応じて確認など求めがあった場合(※)には適切に対応につとめること ➤ ※過剰な内容の求めとならないよう留意すること
⑨	相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報銀行は個人からの相談への対応体制を設けること
⑩	重要事項の変更	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個人情報の取得・提供などに関する約款内容の重要事項に変更がある場合には、事前通知を行うこと、同意を得ること
⑪	損害賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消費者契約法など法令を遵守した適切な対応をすること ➤ 情報銀行は、個人との間で苦情相談窓口を設置し、一義的な説明責任を負う ➤ 提供先第三者に帰責事由があり個人に損害が発生した場合は、情報銀行が個人に対し損害賠償責任を負う
⑫	事業終了時、事業譲渡時、契約解除時の扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報銀行に関する事業を終了、譲渡する又は、契約解除を行う場合の対応、個人情報の取扱いについて規定すること
⑬	準拠法など	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 裁判管轄を日本の裁判所とし、準拠法を日本法とする

【図表 3】情報銀行のモデル約款の記載事項(情報銀行－情報提供元間)

	項 目	概 要
①	データの形式・提供方法等	➤ 提供されるデータの「形式」「提供方法」等に関する規定(例: 情報提供元が保有する個人情報情報を情報銀行が取得する場合は、当該情報提供元から取得する場合や個人が情報提供元からダウンロードし情報銀行に提供する場合などにおける仕組みや手法などを含む)
②	利用範囲・取扱条件	➤ 情報銀行側における情報の利用範囲や取扱条件の制限に関する規定(個人と情報提供元との間に事前に情報の移行に関する了承がある場合、又は、個人からの依頼に基づき情報銀行が情報提供元に情報の移行に関する了承を得る場合の規定)
③	インシデント発生時の通知	➤ 情報銀行は情報漏えい等のインシデント発生時には、速やかに情報提供元へ通知すること
④	原因究明・損害賠償責任等	➤ 情報漏えいの際の原因究明に向けた、情報提供元と情報銀行との協力体制などに関する規定、損害賠償責任に関する規定
⑤	セキュリティ要件	➤ 情報提供関係のセキュリティ要件(ネットワーク経由でデータ提供する場合の VPN の設定等)に関する規定

【図表 4】情報銀行のモデル約款の記載事項(情報銀行－情報提供先間)

	項 目	概 要
①	データの形式・提供方法等	➤ 提供されるデータの「形式」「提供方法」等に関する規定
②	利用範囲・取扱条件	➤ 情報提供先における情報の利用範囲や取扱条件の制限に関する規定(個人から同意を得ている利用目的の範囲内での活用、認定基準に応じたセキュリティ体制等)
③	確認・調査協力	➤ ②の履行に関する情報銀行の確認・調査への協力に関する規定
④	インシデント発生時の通知	➤ 情報提供先は情報漏えい等のインシデント発生時には、速やかに情報銀行へ通知すること
⑤	原因究明・損害賠償責任等	➤ 情報漏えいの際の原因究明に向けた、情報提供先と情報銀行との協力体制などに関する規定、損害賠償に関する規定
⑥	セキュリティ要件	➤ 情報提供環境のセキュリティ要件(ネットワーク経由でデータ提供する場合の VPN 設定等)に関する規定

(3) 認定団体における認定スキーム

認定団体において、適切な認定を行うためのスキームとして、以下の事項が求められる。

- ① 認定団体の適格性(独立性、中立性、公平性等の担保)
- ② 認定する際の審査手法(申請フォーマット、ヒアリング、有識者を構成員とする認定委員会による審査、認定料・認定期間・更新手続の設定)
- ③ 認定証の交付、認定事業者リストの HP への掲示等
- ④ 認定内容違反をした事業者、個人情報漏洩への対応(認定の留保、一時停止、停止、取消し、事業者名の公表等を検討の上、第三者委員会(監査諮問委員会)に諮問、判断)
- ⑤ 認定団体と認定事業者との間の契約(認定基準の遵守、更新手続、違反時の対応、検査・報告徴収等)
- ⑥ 認定団体の運用体制の整備(事務局、認定委員会、苦情等窓口、第三者委員会(監査諮問委員会))

(4) 今後の展開

上記の認定基準や認定スキームは継続して議論・見直しを行っていくことが想定されている。また、情報銀行指針において情報銀行が取り扱うことが想定されている「個人情報」には、「要配慮個人情報」、「クレジットカード番号」、「銀行口座」は含まれていな

い⁵。そのため、現在別途ワーキンググループを設置して、要配慮個人情報扱う医療・健康分野及びキャッシュレス化の進展を受けデータ利活用の進展が期待される金融分野について追加的な検討が行われ、指針の ver2.0 への見直しも予定されている⁶。

ビッグデータ時代において、企業の競争力を確保するためには、いかにデータを確保するかが重要となっており、情報銀行もそのための戦略の一環として重要な手段となる可能性がある。情報銀行をめぐる今後の動向が注目される。

以上



ふくおか しんの すけ
福岡 真之介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

s.fukuoka@jurists.co.jp

1996年東京大学法学部第1類卒業。1998年弁護士登録。2001年西村あさひ法律事務所に所属。2006年デューク大学ロースクール卒業(LL.M.)、2006-2007年シュルティ・ロス・アンド・ゼイベル法律事務所(米国)勤務、2007-2008年ブレイク・ドーンソン法律事務所(オーストラリア)勤務。著書は、『AIの法律と論点』(商事法務・2018)、『IoT・AIの法律と戦略』(商事法務・2017)等多数。



まつむら ひでとし
松村 英寿

西村あさひ法律事務所 弁護士

h.matsumura@jurists.co.jp

2002年弁護士登録。M&A、スタートアップ支援、AI・ビッグデータに関する案件をはじめとして、ロビイング、訴訟、危機管理対応等幅広い業務に従事。著書は、『AIの法律と論点』(商事法務・2018)、『知的財産法概説<第5版>』(弘文堂・2013年)、『会社法実務解説』(有斐閣・2011年)等多数。

⁵ 情報銀行指針5頁。

⁶ 総務省情報流通行政局情報通信政策課「情報信託機能の認定に係る指針 ver.1.0 の概要」NBL1132号(2018年)97頁。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネススタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>